

【 年分一般用（事業所得用）集計表】

※消費税の申告がある方で軽減税率分がある方・一般課税の方は売上欄と経費欄の軽減税率分欄にご記入下さい
 ・簡易課税の方は売上欄の軽減税率分にご記入下さい。免税の方はどちらも未記入で結構です。

月	売 上	仕 入
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
決算修正		
家事消費		
雑収入		
年間合計		
うち軽減税率分		

期末棚卸 円

《給料賃金》（事業主・同居の親族・外注）以外に支払った給料、アルバイト代

氏 名	年齢	月数	給料賃金	賞 与	合 計	源泉税額
その他（ 人分）						

計)

《専従者給与》

氏 名	マイナンバー (12桁)	続柄	年齢	月数	給料賃金	賞 与	合 計	源泉税額

計)

《地代家賃》 事業用家賃・賃貸料・月極駐車場・20万円未満の更新料など

支払先の住所・氏名	賃貸物件	支払金額	事業専用割合%	必要経費金額

計)

《減価償却資産》●新たに購入した一つが10万円以上の備品・資産。一つが30万円以上の工事。20万円以上の更新料など

※ 前年以前に記入していただいたものは自動で更新されるので記入不要です。売却・廃棄等ありましたらお伝え下さい。

資産名称	面積・数量	取得年月	取得金額	事業専用割合%
		年 月		
		年 月		
		年 月		

◎医療費

・医療費控除の明細書をご記入下さい。領収書の添付で医療費控除は出来ません。

※ 保険金等で補填される金額とは、医療保険から支給された保険金額や高額療養費などです。

◎支払い社会保険料

・領収書の場合は必ず合計を計算してください。

健康保険	後期高齢者 医療保険	国民年金 (基金)	介護保険

※ 配偶者の年金から差し引かれている介護保険料を事業主の介護保険料控除にすることは出来ません

◎小規模企業共済 _____ 円
(年間支払金額)

	氏名	生年月日 (和暦)	マイナンバー (12桁)	障害者控除 有無 (普通/特別)	寡婦 (一人親) 控除有無
事業主					
控除対象 配偶者					
扶養親族					

扶養親族等に前年と変更がなければ記入していただかなくても結構です
家族のマイナンバーは番号だけ分かれば大丈夫です。

※ 上記、寡婦・ひとり親控除の注意

夫と離婚・死別・生死不明の場合・生計を一にする子がいて現在婚姻していない男女は上記控除に該当する場合があります。(他の条件あり)

・国民年金・国民年金基金・寄附金・小規模企業共済・自宅部分の地震保険・旧長期損害保険・生命保険・受け取った年金類・満期生命保険・個人年金は必ず証明書をお持ち下さい。

※ 満期の生命保険や個人年金は受け取った額と払い込んだ額が記載された書類が必要です。

※上記書類以外に必要なもの

- ・前年・前々年の確定申告書・決算書の控え
- ・マイナンバーカード（写真付き）の表面裏面コピーしたもの、または個人番号通知書の表面と身分証明書をコピーしたもの（マイナンバーカードの手続きをしていない方は個人番号通知書になります）
待ち時間短縮のため、お客様ご自身でのコピーをお願い致します。
- ・印鑑 ・必要に応じて支払調書や源泉徴収票 ・医療費の明細書
- ・税務署から送られてくる「確定申告のお知らせ」ハガキ。または納付書の入った封書。
- ・青色申告特別控除 65 万円を受けられる場合はマイナンバーカードと暗証番号が必要になります。

※決算受付について

毎年2月1日から行っていた決算指導受付を混雑緩和のため、1月中旬から開始いたします。

ただし、申告会で扱っている申告指導ソフトの更新が1月末になるため、1月中は原則決算書入力のみでの受付になります。申告書作成および提出が出来るのは2月1日以降となります。

1月中に集計表を持参し入力を済ませた方は、申告書作成および提出を行う為に再度来会していただく必要があります。

- ・一度で済ませたい方は2月1日以降のご来会（待ち時間がかかります）
- ・1月中に決算書作成で来会し2月に申告書作成で来会の場合は、1月2月どちらの待ち時間も少なくなります。
- ・会員または準会員になっていない方の申告はお受けできません。

その他お問い合わせ先

国民健康保険料や介護保険料の支払金額が分からない場合

- ・板橋区役所 03-3964-1111（代表電話）

国民年金の支払い金額や受け取った金額・源泉徴収票（1月中旬に送られてきます）について

- ・板橋年金事務所 03-3962-1481

満期生命保険金や個人年金保険料の書類について

- ・各保険会社へ

株・FX・仮想通貨・先物・家屋・土地の売買がある場合は事前に税務署（03-3962-4151）もしくは税理士先生に依頼し、売買部分の計算をしてください。